(四)　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）

(五)　船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、一定の船舶を適用対象から除外することとした。（附則第一二条の二の七関係）

6　固定資産税及び都市計画税

(一)　令和六年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。

(1)　宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に一〇分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。また、宅地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該宅地等の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一七条、第一八条、第一八条の三、第二二条、第二四条、第二五条、第二五条の三、第二七条の五及び第二八条関係）

(2)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(3)　(1)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に一〇分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。（附則第一八条及び第二五条関係）

(4)　農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条及び第二六条関係）

負担水準の区分	負担調整率
〇・九以上のもの	一・〇二五
〇・八以上〇・九未満のもの	一・〇五
〇・七以上〇・八未満のもの	一・〇七五
〇・七未満のもの	一・一

(5)　三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に一〇〇分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずることとした。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地の当該年度の価格に一〇分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすることとした。（附則第一九条の四及び第二七条の二関係）

(6)　商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に一〇分の六以上一〇分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条、第二七条の四及び第二七条の五関係）

(7)　住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(6)又は(7)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に一〇〇分の一一〇以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとした。（附則第二一条の二、第二七条の四の二及び第二七条の五関係）

(二)　令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。（附則第一七条の二、第一九条の二、第一九条の二の二及び第二二条関係）

(三)　独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助業務の用に供する固定資産を追加することとした。（第三四条関係）

(四)　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与する一定の機械設備の課税標準をその価格の二分の一の額とした上、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(五)　都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては二分の一）（改正前二分の一）を乗じて得た額とした上、その整備期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(六)　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行った上、その対象資産の新築期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の六関係）

(七)　新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとした。（附則第一五条の七関係）

(八)　次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和七年度までに新たに固定資産税が課されるものとすることとした。（附則第一五条関係）